町史編さん本ぎまり

町の事業として六月発足

先年来、よりよい町史の編さんが提唱されていましたが、この程「権威ある、正確な内容を盛った横芝町史を編さん」しようという議が具体化して、六月一日横芝町史編さん委員会が設置され、本格的に業務が開始されました。この事業は町が行うもので、企画課が担当します。

委員の構成

委員会は委員長に海保四郎先生、県文化財調査員（茂原中学校長、上堺出身）を、副委員長に横芝町助役真行寺勇氏を、委員には椎名光雄、小沢春光、海保忠、伊藤一男、小山俊海、瀬理通、実川堅司郎、石橋勇の諸氏を委嘱、千葉県史室長川村優先生（千葉大講師）、考古学の川戸彰先生、国漢文の中西三郎先生など専門家を顧問に迎えて構成されています。

町史の持つ重要意義

自分たちの生れた土地、育った土地、謂うところの郷土を、人として愛さない者はないと思います。それならばその郷土の成りたち、そしてその土地に住んでいた自分たちの祖先が、どのような生活を営み、どのような社会を形づくり、どのような文化を造り上げてきたかを知っているかというと、それは極めて限られた一部の人に過ぎないと思います。横芝町を郷土とする私たちは、祖先が幾千年に亘って、如何に強靭な精神力で郷土を発展させて来たかを認識すると同時に、私達もまた後代の先祖として、現在の町を更に発展させて行く責務を負っていることを自覚して、努力せねばならないと思います。町史は、それを私達に教えそして反省させてくれる重要な図書であります。

郷土誌と地方史

従来、一般的に言われていた「郷土誌（史）」というのは、お国自慢に堕するものが多く、有名な人物や、著名な史跡などを誇張して記述したものように解されていました。しかし、現在は「地方史」という呼び方になり、内容も「郷土の特色を表現した本史の一頁」、言いかえれば、「日本史の地方版」という観念で、すべて実証に基づいて記述せねばならず、口碑、伝説をもとにし、虚飾誇張は許されないというように変ってきました。

史料収集の困難さ

いま着手された横芝町史もその編さんには、あらゆる時代の、あらゆる面の史料（資料）を収集し、それぞれの時代の状況を考証究明しなければならないのです。史料には古文書、絵図、物品などいろいろありますが、社会状況や庶民の生活状況を推知できるもの、例えば手紙、日記、覚え書、領収書、大福帳、あるいは詩や歌を書いたもの、又は古い家庭日用品などもそれぞれ立派な史料と言えます。一片の紙きれに書いた無駄書のようなものから意外な事実を発見することもあります。

兎に角、この史料集めが最も重要なことで、また一番困難なことであります。

住民のご協力を

史料の収集には数名の委員や、一部事務員の手だけでは満足は期せられません。そこで町民皆様のご援助によって史料収集の完全を期したい所存であります。勿論そうした史料の中には、その家の宝としておられる貴重な品も数多くあることと思いますが、決して損害やご迷惑をおかけしませんので、見せていただくなり、貸して頂くなり、或は写真を撮らせていただきたいと思っております。つまり、全町民の力を結集して及ぶ限りの史料を集め内容の充実した、正確で恥ずかしくない町史を作りたい念願であります。ご多忙のところご迷惑、ご面倒と存じますが、何分のご協力をいただきたく、また、編さん委員が伺いました際には、然るべくご応待下さいますようお願い申し上げます。

国勢調査だより

十年に一度の調査実施される

ことしの十月一日には、大正九年の第一回国勢調査から数えて、第十一回目の国勢調査が行なわれます。この調査のねらいは、わが国全体の人口の大きさだけでなく、都道府県や市町村ごとの人口の大きさや、男女別、年齢別、職業別などの構成あるいは世帯数およびその構成を明らかにして、国はもちろん、都道府県や市町村の行政にも直接役立つ資料をうるために行なわれるものです。学校や住宅を建てたり、また、道路を建設したり、保険所や上下水道を整備したり、その他各種の行政を行うためには、その地域の人口や世帯についての状況がわかっていなければ、適切な対策をたてることはできません。また、国勢調査の結果は、たんに行政上の資料として利用されるばかりでなく、人口問題、経済問題やその他化学研究の資料、あるいは会社などの経営上の資料としても、広く利用されており、このような一般の利用に供することも、国勢調査の大きなねらいのひとつということができます。今度の国勢調査で調査される事項は、まず、人口の基本的属性として氏名、世帯主との続き柄、男女の別、出生の年月、国籍、配偶の関係の六項目があります。また、世帯と住宅の状況を明らかにするため、世帯の構成、住居の種類（持家、借家、間借りなどの別）居住室数、畳数、家計の収入の種類の五項目があり、調査事項は全部で二十二項目となっています。各項目について調査された内容は、統計を作るためだけに用いられ、その他の目的、たとえば課税などの目的に使われることは決してありません。また調査員や調査関係者が調査上知りえた個人的なことがらを他にもらすことも「統計法」の規定によって、固く禁じられています。信頼できる統計をつくるためには、真実の申告がぜひ必要ですが、それによって申告者が不利益を受けないよう統計法は個人の秘密の保護を調査関係者に命じていますので、調査員により配布された調査用紙には安心してご記入下さい。

口の動向を予測するために、既婚の女子について結婚年数といままでに生んだ子供の数が調査されます。さらに、人口移動の状況をくわしく明らかにするため、現住居に入居した時期と前住地、教育水準をみるための教育（在学か否かの別、在学学校または最終卒業学校の種類）も調査事項に含まれています。つぎに、人口の経済活動の状況をみるため、仕事をしたかどうかの別（就業者、失業者、通学者および家事従事者などの別）従業上の地位（自営業主、雇用者などの別）、勤め先、業主などの事業の種類（産業）本人の仕事の種類（職業）の四項目が調べられます。このほかの事項としては、通勤、通学の問題、あるいは昼間にいちじるしく人口のふえる地域の地域計画、交通対策などの見地から従業地または通学地までの利用交通手段が調べられます。また、世帯と住宅